



勝山市表彰式

令和2年度 勝山市表彰式を 挙行

市制施行記念日の9月1日、教育会館で「勝山市表彰式」が挙行されました。
地方自治や福祉・保健などの各分野で功績のあった個人や団体に、山岸市長から表彰状が手渡されました。
表彰を受けた皆さまは次のとおりです。
(順不同・敬称略)

地方自治功勞

- 杉 吉 政 巳 (62) 旭毛屋町 長年にわたり区長を務め、市と地域住民との連絡調整に尽力し、地域福祉の増進、地方自治の振興発展に寄与された
- 天 野 恭 子 (68) 猪野 長年にわたり人権擁護委員として人権相談・人権啓発活動に尽力し、人権擁護や人権思想の普及に寄与された

福祉・保健功勞

- 田 中 裕 子 (67) 北郷森川 長年にわたり食生活改善推進員として食を通じた地域の健康づくりに尽力し、保健行政の推進に寄与された
- 織 田 佐 和 子 (66) 郡町1
- 松 井 誠 一 (78) 平泉寺町平泉寺
- 大 沢 佑 治 (77) 昭和町1
- 斎 藤 は つ 系 (76) 立川町1
- 長 谷 川 淳 一 (77) 郡町1
- 細 野 富 恵 (73) 栄町2
- 久 保 す み 系 (71) 本町1
- 林 松 治 (71) 郡町1
- 中 野 裕 子 (63) 滝波町1

産業功勞

- 長 谷 川 敬 祐 (51) 平泉寺町岡横江 長年にわたり農家組合長として、その要職を務め、農業行政の推進に寄与された
- 小 泉 信 太 郎 (74) 元町1 長年にわたり勝山商工会議所常議員としてその要職を務め、商工業の発展と地域振興に寄与された
- 岩 先 政 実 (64) 元町1
- 山 内 澄 (64) 元町2

消防・交通功勞

- 水 野 忠 範 (63) 野向町北野津又 長年にわたり消防団員として献身的な活動により防火意識高揚、災害防止に努め、市民生活の安全に寄与された
- 北 川 賢 一 (57) 沢町2



左から田中県議会議員、山岸市長、杉本知事

8月17日、山岸正裕市長、田中三津彦県議会議員と関係課長が県庁を訪れ、新型コロナウイルス感染症への対応など、市が県に対して強く要望する内容をまとめた要望書を杉本達治知事に提出しました。

県への要望活動を実施

最重要要望事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応
- かつやま恐竜の森の今後の整備・運営
- JCHO福井勝山総合病院の医師確保
- 除雪体制の充実
- 中部縦貫自動車道の早期完成
- 一般国道157号勝山市～大野市間の4車線化
- 主要地方道篠尾勝山線の交通不能区間の解消
- 一般河川大蓮寺川河川改修事業の整備促進等
- 県立大学新設学部の勝山市内設置



詳細はこちら

ありがとうございました

左から竹内和徳副会長、杉平信夫会長、山岸正裕市長、大久保紳一副会長
9月3日、勝山市区長連合会より、全区長112人から募った寄附で購入したAI体温検知カメラ1台(写真中央)を寄贈いただきました。

新型コロナウイルス感染症対策応援寄附金

総額1,028万5,924円 (134件)
4月25日～8月31日の間、応援寄附金を募った結果、多額の寄附をいただきました。いただいた寄附は、新型コロナウイルス感染症対策に使われます。
園商工観光・ふるさと創生課 (市役所2階)
☎88-8105

年金

ご存じですか? 追納制度 ～年金額アップのために～

園市民・税務課 (市役所1階) ☎88-8102

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間などがあると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の受給額が少なくなります。
将来受け取る年金額を満額に近づけたい場合、上記の期間については10年以内であれば、追納制度を利用して保険料をさかのぼって納めることができます。

令和2年度中に追納可能な保険料 (月額)

年度	免除を受けた区分ごとの追納額			
	全額	4分の3	半額	4分の1
H22	1万5,550円	1万1,660円	7,780円	3,880円
H23	1万5,340円	1万1,500円	7,670円	3,830円
H24	1万5,190円	1万1,390円	7,590円	3,790円
H25	1万5,160円	1万1,370円	7,580円	3,790円
H26	1万5,310円	1万1,490円	7,650円	3,830円
H27	1万5,640円	1万1,730円	7,810円	3,910円
H28	1万6,290円	1万2,210円	8,150円	4,070円
H29	1万6,510円	1万2,380円	8,250円	4,120円
H30	1万6,340円	1万2,250円	8,170円	4,080円
R元	1万6,410円	1万2,310円	8,200円	4,100円

※平成30年度、令和元年度は追納加算額なし

※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません
※老齢基礎年金受給者は追納制度をご利用いただけません
※追納は免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めていただきます
※保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、承認を受けた当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早目の追納をお勧めします